年報　タイ研究　No.20, 2020　111－135.

【研究ノート】

国内紛争の「被害者」に対する行政的対応
── タイ深南部紛争の被害者補償に関する政策分析 ──

Administrative Approach towards Victims of Internal Conflict
── Policy Analysis on Compensation Scheme for Thailand's Deep South Conflict ──

真　辺　祐　子*
MANABE Yuko

This paper analyses how Thai government provides administration policy for victims of Southern Thailand's conflict since 2004. Under Martial law and Emergency Decree on the State of Emergency in Thailand's Deep South, ill-treatment of the suspect and massive security crackdown caused historical injustice by the security officials. This paper focuses on massive compensation policy for the conflict victims under Yingluck government (2011-2013). Yingluck administration increased the categories of victims and the amount of compensation up to 7.5 million baht for the victims of allegedly offences caused by the state officials. Although truth-finding and prosecution on military officials has never been accomplished, monetary compensation is providing to the victims of historical injustice cases in Deep South. When the administration services reach out victims of conflict, it reflects the definition of "victim" by the government, such as what kind of groups should be compensated, and under which conditions the damages shall be deemed as conflict related. It is found that this 7.5-million-baht-compensation policy originated in the compensation policy for the victims of political violence in Bangkok from 2005 to 2010, especially deadly crack down of red shirts protests in 2010. Based on field research, this paper shows how actually this compensation scheme reached out to the victims and their perception about reparations and justice.

1．はじめに

冷戦後の紛争形態は、国家間紛争よりも、民族的宗教的アイデンティティの主張をめぐる内戦が増加している。中でも長期間継続し、暴力の頻度や強度が高く、解決困難な問題に関係し、当事者が物理的心理的に大きな投資を必要とする「解決困難な紛争」［Kriesberg 1998］が発生し、当事者の妥協が難しいアイデンティティに関連する紛争が増加している。また、そのような紛争に社会の構成員が個人的にも集合的にも適応することで「共有された信念、態度、動機、感情などの社会心理学的なレパートリー」を発展させ、それが構造化され伝播することで「社会心理的な基礎」となり、それを通して社会の構成員が情報を収集し、新たな経験を解釈していく［Bar-Tal 2007: 1436］。こうした社会心理的な影響を受けた紛争状態から平和に移行していくためには、「暴力の放棄や対立する利害の解決だけでなく、かつての敵同士の関係構築を模索し、歴史的な憎悪や他者の尊厳の

*防衛研究所

否定に根差した社会的アイデンティティを修正していく」必要がある［Jankowitz 2018: 2］。

タイ深南部における民族的宗教的対立の歴史は、仏教徒中心のタイ国家とマレー系ムスリム・マイノリティーとの間の対立として100年以上続いている。タイ「深南部」（Deep South）とは、パッターニー県、ヤラー県、ナラーティワート県の3県及びソンクラー県のテーパー郡、チャナ郡、サバーヨーイ郡、ナータウィー郡の4郡をさす主に英語で用いられる表現であるが、この範囲は1909年に英領マレーとの国境画定条約を経てタイに編入された「パッターニー王国」の範囲と大まかに一致しており、タイ政府政策文書では「南部国境県」と表記されることが多い。2004年を転換点として、反政府武装勢力の攻撃が激化し、今日の紛争が治安情勢上も認識されるようになった[1)]。紛争に関連する爆発、放火、殺人などの事件が日常的に発生し、2019年6月までの約15年間で20,323件の事件が発生し、6,997人の死亡者、13,143人の負傷者を数えている[2)]。また同期間の死亡者のうち非武装の市民が71%を占めている。2018年の深南部における死者数は、218人であった。死者数の最大値が2007年の892人であったことからも減少傾向が見られており、2018年は2004年以降最小値を記録している[3)]。低強度な暴力が長期間継続しており、上記のような現代の紛争形態を共有していることからも、和平プロセスにおける和解にはアイデンティティに踏み込んだ多くの困難を抱えている。

タイ政府は、深南部の武装勢力の名称を公式に認めることを拒否し、この紛争が一貫して国内問題であるという姿勢を明確にしている。深南部紛争を南部国境県の「問題」（*panha*）と捉え、治安維持の観点からは、深南部に軍を展開し、戦争状態、騒擾、または緊急事態における治安当局の権限を拡大する戒厳令などの特別法を適用する一方で、行政としては、「開発」を全面に出した政策を行っている。しかし、深南部政策に関連する集中的な予算や資源の投入は、同地域の教育や雇用、貧困問題を有効に改善していない［Chambers, Srisompob, and Narisa 2012: 8–9］。政府からは、根本的な歴史や現地社会の民族・宗教性に根ざす差異、統治の正統性には直接言及せず、政策の有効性や、正義に関する議論は深まらないままである。

紛争による一般国民の犠牲が増え続ける中で、行政サービスが紛争被害者に到達するときには、紛争による損害や損失を補償すべき被害者をどのように定め、それが紛争に関連する被害であると認定される条件は何かといった政治による被害の定義付けが必要となる。いわば、政策によって「被害者」という集団の社会的アイデンティティが創出されていく。

本稿では、2004年以降の深南部紛争被害者に対してどのような政策が展開しているのか、主に金銭的な補償政策を分析することによって明らかにする。2005年以降、特にインラック政権期（2011–2013年）には、紛争被害者補償の給付金額や支給対象が、かつてない規模で拡大された。深南部紛争では、武装勢力による攻撃によって住民が犠牲となっている他にも、軍事作戦に関連する軍人や警察官の行為によって住民が死亡する事件の存在が顕著になっていることが重要である。軍人を中心とする公務員の行為による被害事件の場合、司法による加害者の責任追及はほとんどなされない。そのような状況の中で、インラック政権期の被害者補償政策は、深南部における歴史的な不正

義を象徴する事件に対して、死亡者1人あたりに750万バーツを給付することが決定された。この大規模な補償政策について、先行研究では「説明責任なしの補償」と表現されることもある［McCargo and Naruemon 2014: 386］。また、南部国境3県で紛争関連の人権侵害被害者の裁判などに法的支援を提供する「ムスリム弁護士センター（Muslim Attorney Centre）」のパッターニー県支部長は、この金銭補償が「過ちを洗い流している」と表現した[4)]。本稿は、金銭面で拡充されたインラック政権期の補償政策が、どのような政治的背景のもとでもたらされ、被害者行政にどのような影響を与えたのか、現地調査などから明らかにすることを試みる。

現地社会のイスラム教的な戦いとそれによる死は、タイ政府の視点で提供される補償政策の中では、一律に「紛争による影響」として扱われている。そのような中でも、公務員の行為によるいくつかの重大な事件については、「公務員の行為によって影響を受けた者」に対する給付が政策上に設けられている。タイ深南部紛争における正義や和解を考えるときには、タイ国家全体の政治暴力または軍から国民への暴力の歴史、そして軍の政治介入など、広がりのある論点が存在している。本稿では、これらについてすべてを俯瞰することの限界を踏まえながらも、インラック政権期に拡大された補償政策と中央政治における政治暴力との関連についてできるだけ考察する。

「被害者性」に着目するにあたり、現地社会における犠牲に関する先行研究を見てみると、主に歴史学からのアプローチやイスラム教による解釈を現地調査から検討するものがある。パッターニーの歴史に関するタイとマレーの間の認識の違いを論じている代表的なところでは、タネートの研究［Thanet 2007］がある。これに対して、住民の記憶や語りにより焦点を当て、現地調査によって分析したものに、ムハンマド・アラファト・ビン・モハマッドの研究［Muhammad Arafat Bin Mohamad 2018］がある。これは、1975年のパッターニー抗議活動（Pattani Demonstration）の犠牲者に施された、イスラム殉教者としての埋葬とその語りについて考察し、現地のマレー社会でどのように歴史的出来事に関する集合的記憶が形成されているかを研究している。また、武装勢力の「開放運動」における「聖戦」の理解や、「殉教」の正当化について、現地調査に基づいて殉教による死がパッターニー社会でどのように形成されているかを研究したもの［Hara 2019］が存在する。これらのように、イスラム教の視点によって現地で戦い死ぬことをどのように解釈し、「タイ国家を侵略者、現地コミュニティーを犠牲者とする紛争に関する痛切なたくさんの語り」［Muhammad ibid: 216］の集合的記憶や「集合的被害者性」（collective victimhood）が形成されるかを理解することが、現地社会における犠牲の意味を理解する上で重要である。

続く第2節では、深南部紛争が刑事司法においてどのような位置づけにあるのかを分析する。深南部においては、通常の刑事司法の範囲を超えた軍事作戦における軍や警察の権限が定められ、それが住民の被害と軍人の不処罰の温床となる側面がある。第3節では、深南部政策全体がどのように定められ、どのような実施主体によって担われているのかを見ていく。そして、第4節では、紛争被害者補償政策を検討し、現在の深南部紛争の被害者政策が形作られた2005年以降の補償政策

の関連法規や政策過程を整理し、インラック政権期における補償拡充の政治的背景と、その後の政権における連続性や深南部紛争への影響について考察する。

なお、本稿で扱う補償政策の範疇は、行政的に一律に支給される見舞金や、裁判による損害賠償、無実となった被告人の拘禁（被疑者段階の勾留も含む）に対する刑事補償などを含んでいるが、この政策を形容する語として「補償」という用語を採用することとする。補償政策を示すタイ語では、*chuailuea yiaoyaa* すなわち「支援、救済」といった意味の用語が用いられており、治療や救済を指すremedyに近い意味であるが、これらの政策やスキーム全体を示して「補償」という語を用いることとした。

2．刑事司法と深南部紛争

（1）治安事件と犯罪性

深南部紛争の文脈で用いられる「事件」は、「治安事件」（*khadi khwam mankhong*）と呼ばれ、タイ刑法典では「国家の安全に関する罪」（第2部第1編）及び「テロリズムに関する罪」（第2部1/1編）[5]に関連する国家安全保障に影響を及ぼす罪であるとされている。しかし、どの事件が治安に関連して、どの事件が一般的な犯罪の性質を持つのかに関して明確な基準が示されているわけではない［第9管区検察事務局刑事事件特別部 2014a: 24］。

2004年1月4日、ナラーティワート県のナラーティワート・ラーチャーナカリン基地から50人以上の戦闘員が400丁の銃を含む大量の武器を強奪し、4人の軍人が死亡した事件は、深南部におけるタイ政府と反政府勢力との間の暴力が激化する契機となった。この事件の当時タクシン首相は、犯人は単なる「盗賊」であり、7日以内には逮捕されるだろうと発言したとされる［Ukrist 2007: 71］。特に2004年以前は、深南部の武装反乱を「単純な犯罪」と捉える見方は強かった。現在でもタイ語の *chon tai* すなわち「南部の盗賊」は、未だに深南部の反乱者を示す言葉として用いられており、この地域の暴力事件に関連した報道でも頻繁に表れる［Hara 2019: 140］。その他、密輸、麻薬などの関連性や、「武装反乱者が混乱によって経済的利益を得ている」といった深南部における暴力の犯罪性は、タイ政府がこの紛争の要因の根拠としてしばしば用いるものである[6]。実際にこうした活動から武装勢力が資金を調達しようとすることは一部真実であると考えられるが、密輸などの犯罪や麻薬乱用のみを紛争の根拠とみなすことは、深南部地域住民の不満を棚上げし、現実を歪めているとして、その反証となるデータも収集されてきている[7]。

ここでは、深南部で治安に関連するとされる事件が、刑事司法制度上どのように扱われるのかについて整理する。中でも、深南部における捜査、逮捕、勾留に関しては、他の地域と同じく刑事訴訟法が用いられるだけでなく、戦争状態、騒擾、または緊急事態における違法行為の被疑者として「仏暦2457年（1914年）戒厳令法」（以下、戒厳令）及び「仏暦2548年（2005年）緊急事態における行政執行に関する勅令」（以下、2548年緊急事態勅令）の規定が用いられる。この二法に規定される被疑者勾留中の尋問で得た情報は、軍事作戦に役立てられるだけではなく、しばしば目撃証言や物証のない犯罪の証拠として訴訟過程で用いられることもある。裁判所は、多くの事件でこの

二法による勾留中の被告人の証言に証拠能力を認めないことや、被告人の証言を証人尋問から得た他の証言と総合して判断していることが指摘されている［第9管区検察事務局刑事事件特別部 2014b: 7］。こうした軍の特別な権限の下で曖昧な嫌疑のまま被疑者の身柄拘束が行われ、勾留中の被疑者の拷問死事件も発生していることから、人権上の問題が繰り返し指摘されてきた[8]。こうした問題点を受けて、軍からは解決のための「平和的手段」（*santiwithi*）が強調され、治安当局においても捜査における曖昧性を排除するための科学捜査の重要性が認識されているため、それに対する警察組織や検察の取り組みも見られている［第9管区検察事務局刑事事件特別部 2014a: 28］。

(2) 戒厳令及び緊急事態勅令による軍の権限拡大

2004年1月4日ナラーティワート県基地での武器強奪事件の翌日には、南部国境県に戒厳令が発令され、翌年には2548年緊急事態勅令が発令された。現在、パッターニー県、ヤラー県、ナラーティワート県の3県に戒厳令、3県のうちパッターニー県メーラーン郡、ヤラー県ベートン郡、ナラーティワート県スンガイゴーロク郡及びスキリン郡以外に仏暦2548年緊急事態勅令が発動されている。この二法の基本形式をまとめたものが以下の表1である。

表1　戒厳令と2548年緊急事態勅令の基本形式

名称	仏暦2457（1914）年 戒厳令法 （以下、戒厳令） Martial Law, พระราชบัญญัติกฎอัยการศึก	仏暦2548（2005）年 緊急事態における行政執行に関する勅令 （以下、2548緊急勅令） Emergency Decree on Government Administration in State of Emergency, พระราชกำหนดบริหารราชการในสถานการณ์ฉุกเฉิน
形式	法律（Act, พระราชบัญญัติ）	緊急勅令（Royal Ordinance, พระราชกำหนด）
発令する事態	王国の内外からもたらされる危機を排除し治安を維持する必要のある時	「緊急事態」発生時または首相が文官、警察官、軍人の力を総合して緊急事態を回避、改善、鎮圧、事態の回復、国民への支援を行うのが適切であると判断した時
発令宣言	①勅令 ②戦争または騒乱が発生した地域の大隊以上の兵力を持つ司令官、または要塞・防御地点の指揮官は、自分の指揮権の及ぶ地域で発令できる。なお発令後迅速に政府に報告しなければならない。 （一部地域への発令も可能）	①内閣の承認を以て首相が発令（全国または一部地域に宣言） ②事前に承認が得られない場合は3日以内に承認を得る。
期間、解除	解除は勅令。 期間の規定はなく、解除の命令があるまで効力を持つ。	期間は首相が定めるが、3か月を越えてはならない。 内閣の承認により延長が可能、一度の延長は3か月以内。 非常事態が終結した場合、または内閣から承認を否認された場合は、首相は解除を宣言する。
権限を行使する者	軍人	文官、警察官、軍人

（出典）「戒厳令」及び「2548年緊急事態勅令」より筆者作成。

戒厳令は、発令地域における軍人の捜索（第9条）、徴兵・調達（第10条）、禁止（第11条）、占有（第12条）、駐屯（第13条）、破壊または場所の移動（第14条）、追放（第15条）の権限が規定されている。中でも、第9条1項は、「個人、乗物、住居、または建物、場所に対しても何時何処でも捜査をすることができる」とする捜査権限を与えるほか、令状なしの7日間以内の勾留を認めている（第15条2項）。また、戒厳令第16条では、「戒厳令第8条から15条に定める軍人のいかなる公務によって生じた損害についても、いかなる個人もしくは組織も軍に対して賠償や損失補償を請求してはならない」として、軍人の上記の行為に関する免責を規定している。これら戒厳令適用中に行われた軍人の不法行為に関する事件の管轄権は、軍事裁判所にあるとされており、勾留中の拷問死事件等の加害者訴追の障壁となっている。

2548年緊急事態勅令では、緊急事態を次のように定めている。「国民の公的秩序を乱すまたはその恐れのある、もしくは国家の安全を脅かす、もしくは国家全体または国家の一部を危機的状況に陥らせる、もしくは刑法で定めるテロリズムに関係する攻撃、戦闘または戦争を含む事態に対し、タイ王国憲法に定める国王を元首とする民主主義統治、国家の独立、領土保全、国益、法の遵守、国民の安全、国民の安寧な生活、権利・自由・秩序・公益の保護、緊急的または壊滅的な災害被害の回避・救済、を守るために緊急的手段を行使することが必要である事態である」（第4条）。2548年緊急事態勅令では、緊急事態における首相の指名した公務員の事態対処を定めているが、さらに第11条の1～10項では、首相が宣言する「甚だしい緊急事態」に際して、首相が公務員に与える特別の権限が定められている。「緊急事態の発生

表2　戒厳令と2548年緊急事態勅令の勾留に関する規定

	戒厳令	2548年緊急勅令
勾留期間	最大7日間	最大30日間
逮捕及び勾留令状	必要ない	裁判所に請求
勾留の延長	できない	7日ごとに裁判所に要請 ISOC規則（2007）3条7項；延長の請求に際して被拘禁者が裁判所に出廷する必要はない
勾留場所	規定はない	（1）インカユットボリハーン基地内諜報センター （2）レンジャー43特務部隊（インカユット基地） （3）レンジャー41特務部隊（ヤラ―） （4）ピタックサンティ・センター（第9警察管区・警察研修所内）
勾留中の外部交通	規定なし	近親者は毎日面会可能、弁護士は事前許可

（出典）「戒厳令」、「2548年緊急事態勅令」、及びIsara News Agency, July 22, 2019より筆者作成。

に関与した者、ほう助者、宣伝者、協力者、情報隠蔽者」に対する予防や協力要請のために、逮捕・勾留（第1項）、出頭命令（第2項）、物品押収・差し押さえ（第3項）、場所の捜索・押収・破壊（第4項）、通信傍受・中断（第5項）、出国禁止（第7項）などの措置が可能になり、さらに第10項では、行政官または警察の緊急事態の収束または迅速な安定化協力のために、首相によって軍事力の使用命令を発出できることを定めている。その際の軍の権限は、首相の定めた期間と条件下の事態に限って適用され、戒厳令の適用を超えない範囲で認められる。この二法による逮捕勾留規定をまとめたものが表2である。

このように南部国境3県では、「戦争状態、騒擾、または緊急事態」に適用される上記二法による警察権限が軍に与えられている。中でもこれらを実行するのが、タイの国家安全保障の実務部隊となっている国内治安維持司令部（Internal Security Operations Command; ISOC、以下、ISOC）である。ISOCの第4管区（司令官は陸軍第4管区司令官が兼任）が南部地域を管轄しており[9]、第4管区前方方面軍がパッターニー県に位置している。さらにISOCに存在する第1～5作戦調整センターのうち、第5作戦調整センターが、南部国境県に関連する安全保障・開発政策や戦略の計画、実行、調整及び司令官の諮問機関として、担当官の研修や情報発信事業を行っている。

(3) 国内治安維持法とISOC

深南部のうち、上記二法の適用外となるソンクラー県のテーパー郡、チャナ郡、サバーヨーイ郡、ナータウィー郡、及びパッターニー県メーラーン郡、ヤラー県ベートン郡、ナラーティワート県スンガイゴーロク郡及びスキリン郡には、「仏暦2551年（2008年）国内治安維持法」（以下、国内治安維持法）が適用されている。この国内治安維持法は、タクシン追放クーデタ後のスラユット政権の優先事項の一つとして、タクシン首相によって削減されたISOCの役割と権限の復活と拡大、組織化を規定し、2008年2月28日に発効した。ISOCは、首相を長官、陸軍総司令官を副長官とする首相府機関である。国内治安維持法では、国家安全保障に関するISOCの平時の役割のほか、特に第2部（第15条）以降で、内閣が期間及び場所を決定した場合の「王国内の治安に影響を及ぼす事態」に対するISOCの「予防、鎮圧、抑制、解決または鎮静」に関する権限行使に関して定めている[10]。国内治安維持法は、捜査、逮捕、勾留に関して多くの場合が刑事訴訟法の基準に基づいている点に関しては、戒厳令及び2548年緊急事態勅令と比較して軍の権限の制限が見られる。しかし、第21条では裁判所の決定で第15条に定める事件の被疑者を、6か月以内の期間でISOC研修施設に送致することが可能となっている。その対象となる事件に関して「第21条に基づく国家安全保障に影響のある罪の種類についての布告」が発出されており、刑法の14罪種を中心に、銃・銃弾・火薬・爆発物法など関連5法律に関する違反行為を示している[11]。

(4) 深南部における警察組織

これまでで見てきた通り、深南部では特別法によって軍に警察権限が与えられているが、警察組織についても簡単に整理しておきたい。2004年1月4日のナラーティワート県基地武器強奪事件当時、国家警察庁長官であったコーウィット・ワッ

タナ[12]は、事件の迅速な解決のために管区各警察部隊や中央を含む関係部隊を集結して現地に派遣した。2004年9月には、国家警察庁に「国家警察庁前方指揮センター」（Command Center, Royal Thai Police Forward Post）が誕生した。同センターは国家警察庁下の各部隊の統制を行い、深南部の事件鎮圧のためにはヤラー県にある第9警察管区警察研修センターを使って調整が行われた[13]。その後、2009年には「南部国境県警察オペレーションセンター」が設立され、南部国境3県及びソンクラー県の4郡は、同センターの管轄となった。同センターは、管轄内の警察組織を連携する司令部として、その後8年間機能してきた。しかし、2017年7月末に同センターは解体されることとなり、南部国境3県及びソンクラー県4郡は、2009年以前と同様に第9警察管区の管轄下に置かれることとなった[14]。その他の関係組織として、2008年に国家警察庁前方指揮センターのもとで、「南部国境県科学捜査センター」が設立され、捜査の科学的根拠向上のための機関として、県警等と共に捜査に取り組んでいる［第9管区検察事務局刑事事件特別部 2014a: 44］。被害者補償行政において、その被害が紛争関連かどうかの認定には、軍、警察官、行政官の3者による合議が必要で、意見が割れた場合には捜査機関の情報による判断となることから、捜査機関は被害者行政にとって重要な位置を占めている。

軍との実務調整を見てみると、これまでの各政権での深南部政策では前政権の政策を覆すことが頻発し、組織改編が繰り返されてきた中で、軍・警察関係も変化してきた。中でも、1981年プレーム政権が設立した軍、警察、行政官の調整機関の「文官・警察・軍43特務部隊」（CPM43）をタクシンが解体し、首相直轄機関として「南部国境県平和構築司令部」（SBPPC）を設立するなど、インラック政権を含むタクシン派政権時には深南部における警察の権限を強化しようとする方向で関係機関を編成、新設してきた。しかし、軍首脳がほとんどの場合文官に不信感をもっており、「1946年以降タイ政府は7回にわたる深南部における治安政策の改革を行ってきた」ものの、「深南部における軍の支配統治への干渉」と見なされ、文民主導の治安部門改革はなかなか前進していない［Chambers and Napisa 2019: 61］。2014年5月以降の軍事政権では、ISOCを実務の頂点とする軍中心の協力体制に戻り、警察もその一組織となっている。

3．深南部政策の基本構造と政軍関係

2010年に成立した「南部国境県行政法」は、深南部政策における文民機関の役割を制度化し、政策の基本構造を定めている。深南部政策では、関係機関ごとに実に多数の戦略、計画、規則、または閣議決定等が存在しているが、その大枠の基本方針政策の策定について規定する法律である。同法では、国家安全保障会議（以下、NSC）事務局が、NSC及び内閣の承認のもとで「南部国境県行政及び開発政策」を策定し、3年ごとにまたは必要に応じてそれを見直すことを定めている（第4条）。さらに、第6条ではその政策の下で首相及び関係閣僚、現地市民社会代表らによって構成される「南部国境県開発戦略委員会」を組織することを規定している。2008年12月22日に成立した民主党アピシット政権では「軍事に対する政治主導」をスローガンに、深南部政策における文民主

導を目指した［Askew 2010: 246-251］。上記の2010年南部国境県行政法で目指されたのは、行政・開発分野を文民組織である「南部国境県行政センター」（Southern Border Provinces Administrative Center; SBPAC、以下、SBPAC）が担い、ISOCが国内治安維持法に従った安全保障業務を担うという、民軍の棲み分けであった。

SBPACは、ヤラー県に所在し、各省の連絡担当者が出向して深南部地域に社会・経済・司法的な行政サービスを提供している行政機関である。1981年に深南部に関わる各省の調整機関として、組織的には内務省の内部に設立されたが、陸軍第4管区司令官に直接報告義務がありつつ、首相府やNSCの重複した監督下に置かれた曖昧な指揮系統の組織であった［Wheeler 2010: 219］。その後2001年にタクシン政権では、同組織が深南部の民主党の影響力の温床であると考えられ、解体された。2006年、タイ初のムスリムの陸軍総司令官ソンティ陸軍大将によるタクシン政権打倒のクーデタ以後は、ISOCが再び重要な地位に復権した。クーデタの首謀者ソンティ陸軍大将が首相に指名したスラユットは、軍と政府、行政機関間の権限の関係を「タクシン政権以前に戻すために」新たに調整にかかった。民主党は、即座にスラユット政権に対してSBPACの復活を求めたとされ［ibid; 222］、SBPACは2006年11月より活動を再開した。この時SBPACは首相府の直轄組織となったものの、依然ISOCの指揮系統の下に置かれていた。2006年クーデタ後の首相府令206/2549ではNSCが開発・軍事両方を含む南部国境問題に対する平和構築の大枠にあたる5年間の国家政策を描くこととし、それ以外の機関はそれに従うことが決定された［Poocharoen 2010: 188］。

民主党は、2007年からSBPACを独立機関とする法案を議会に提出していたが、2009年アピシット政権で本格的に審議に入った。2010年に成立した南部国境県行政法では、SBPACを「首相府や省庁の管轄下にない、特別な、法人格を有する、首相直轄の」組織として独立させた（第8条）。「軍事に対する政治主導」を掲げる民主党アピシット政権は、開発事業に並んで司法・正義に対する取り組みに意欲を見せていたが［Askew 2010:251-254］、政権運営で軍に依存する民主党政権が深南部で発生していた軍人の不処罰に対処できることはなく[15]、市民団体に対して戒厳令や2548年緊急事態勅令の深南部での解除をほのめかしたものの、比較的治安の安定するソンクラー県4郡に国内治安維持法を戒厳令の代わりに適用することがせいぜいであった。

軍から独立し、ISOCから予算も切り離されたSBPACを、深南部政策の中心として活用し、政策上の文民主導が最も顕著であったのが、インラック政権であった。この2012年から2014年の政府の南部国境県政策の大まかな構造を図1に示す。

その後インラック政権が打倒され、2014年5月22日クーデタで「国家平和秩序評議会」（NCPO）が発足すると、深南部政策におけるISOCとSBPACの関係に再び変更が加えられた。NCPO布告34/2557（2014年5月）では、SBPACはNCPO議長の直属機関となり、2010年南部国境県行政法による独立機関としての地位は失われた。NCPOはその後もNCPO布告98/2557（2014年7月）によって、関連する機関を再編し、NCPO議長を頂点として3層構造の政策実施メカニズムを構築した（表3）。布告では、政策策定のトップであるNCPO議長によって示される南部国境県政策は、「南部国境県

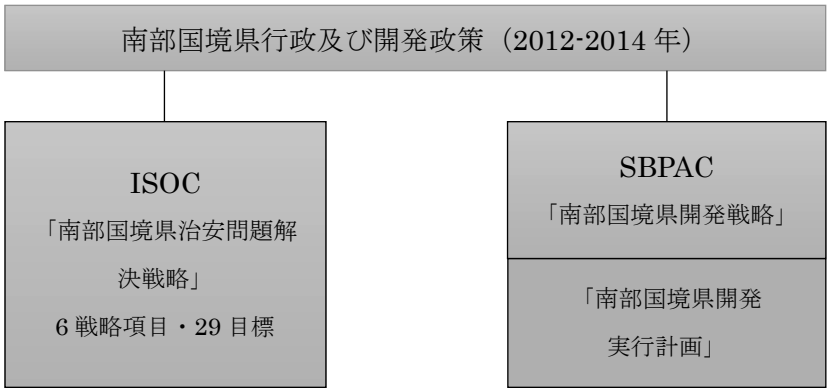

図１　2012-2014 年の南部国境県政策の大まかな構造

表３　南部国境県問題解決実務の３層構造（2014 年７月 30 日 NCPO 布告以降）

3つのレベル	主要機関、責任者	構成員
政策レベル	NCPO議長	NSC（諮問機関）
政策の実践への移行レベル	南部国境県問題解決推進委員会	ISOC, SBPAC, 関係省庁など
実務レベル	ISOC4 前方方面軍	各県, ISOC・警察, SBPACなど

（出典）2014 年７月 30 日 NCPO 布告より筆者作成。

行政及び開発政策（2015-2017 年）」と整合性のあるものと規定され、その後も３年ごとに政策が発表すると定められた。ただし実際には、2015 年から 2017 年の同政策は策定されていない。それに加えて、政策の調整機関として「南部国境県問題解決推進委員会」を新設し、戦略、計画、事業、予算の審査を行うことを定めた。同委員会は、「南部国境県地域開発促進計画」を策定し、その計画と同時に、2017 年以降は「20 カ年国家計画（2017-2036 年）」の方針に沿った形で、SBPAC が「開発戦略」及び年次「実行計画」を策定する。実務レベルでは、ISOC 第４管区前方方面軍が関係機関の指揮統制を図ることが定められているため、SBPAC は ISOC の下に入り、ISOC と連携しながら従来の開発業務を行う体制に変わった。

４．深南部紛争被害者補償政策

(1) インラック政権の深南部政策とタウィー・ソートソーン

前節で触れた通り、SBPAC を活用して深南部政策での文民主導を進化させたインラック政権では、2011 年 10 月 18 日付でタウィー・ソートソーン警察大佐を SBPAC 事務局長に任命した。タウィーは、警察官としてのキャリアの後文官として 2004 年に特別捜査局（DSI）副局長に就任し、タクシンに関わる多くの重要事件を担当した。その後は 2006 年クーデタを機に麻薬取締委員会副委員長となったが、サマック人民の力党政権では再び DSI 局長に就任し、続くアピシット政権では法務省副事務次官となった。インラック率いるタイ貢

献党は、2011年総選挙では南部国境3県で一議席も得なかったが、政権で起用されたタウィーSBPAC事務局長による文化、宗教、そして司法的公平性への関与をアピールする政策は、「政治と軍事に対する司法の主導」と謳われ、現地社会へ大きなインパクトをもたらした。しかし、2014年5月24日クーデタが発生すると、その2日後にはNCPOによってタウィーのSBPAC事務局長から首相府顧問への異動が発表された。5月26日にSBPACで離任式が催された際には、別れを惜しむ多くの市民や宗教指導者が集まった[16]。SBPAC離任後も深南部との関わりを保ち、軍政からの民政移管の2019年総選挙に向けて、2018年にマレー・ムスリム政治家グループのワーダ・グループが「プラチャーチャート党」を結成すると、タウィーは党幹事長に就任した[17]。プラチャーチャート党は、2019年総選挙で南部国境3県の11議席のうち6議席を獲得する躍進を見せた。選挙結果からもわかるように、地元からの支持を獲得したタウィーであったが、インラック政権で具体的にどのような施策があったのかを以下で述べていくこととする。

タウィーによる司法分野への着手は、治安事件の容疑で収監される被疑者、被告人または受刑者の取り扱いに現れた。その背景としては、深南部では、特別法を根拠に数多くの被疑者が起訴されるものの、結果証拠不十分のため裁判所で訴訟が棄却されることが多かった。2007年から2011年の治安事件裁判のうち、公訴棄却となったのは83%（512件）に上り、有罪判決は17%（107件）に留まった[18]。期間の限られた統計にはなるが、2012年8月から2013年9月に、深南部地域すべての検察で受理した466件の事件のうち、捜査担当官の起訴・不起訴に関する所見に関わらず起訴されたのは、計21.2%に留まった［第9管区検察事務局刑事事件特別部 2014a: 74-75］。また、勾留中に軍人や警察の拷問が疑われる被疑者の死亡事件が発生し[19]、たとえ無実で釈放されたとしても嫌疑をかけられることが、住民の感情に及ぼす影響は少なくない。勾留中の死亡事件の他にも、失踪事件や、軍の作戦中の誤射や事件鎮圧の際の大規模な住民死亡事件（第3項以降参照）が発生し、このような不正義が集合的記憶として紛争に与える影響は看過できない。

このように司法や正義が重要な課題となる深南部に対して、タウィー事務局長は就任後に刑事司法分野に踏み込んだ改革を行った。イスラム教徒の被拘禁者に対する宗教上の配慮として、裾の長い囚人服を導入したほか、ブードー・ベートンを含む武装勢力PULO（Patani United Liberation Organisation）元指導者2名をはじめとする南部国境3県以外の刑務所で収監される受刑者を、家族の面会の利便性に配慮して同地域の刑務所に移動させた他、地域の多くの刑務所において治安事件被疑者・受刑者の家族を招いた行事を開催した[20]。さらに、2013年11月28日には、上記のPULO元指導者ブードー・ベートンが恩赦の対象となって釈放されることが決定された。タウィー事務局長は刑務所での釈放セレモニーに参加し、ブードー・ベートンが謝意を述べるなど、和平対話を見据えた政権の融和的な姿勢を印象づけた[21]。そして、このタウィー事務局長による司法分野の政策において最も顕著であったのが、被害者に対する補償政策である。2011年度以降の治安関連被害者への補償実績の増加に関しては、以下の図2に示している。

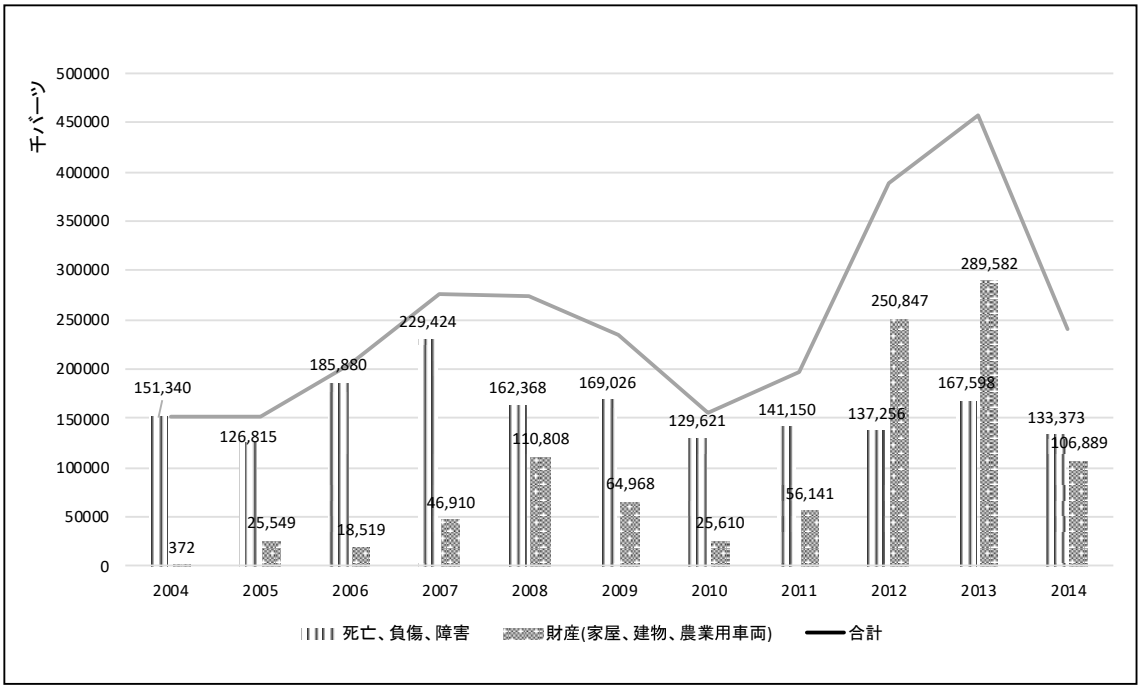

図２　SBPACによる項目別治安関連被害者補償実績（2004年－2014年）

（出典）SBPAC支援・補償給付事務所資料より筆者作成（パッター二―県、ヤラー県、ナラーティワート県、ソンクラー県の実績。ただし対象期間のうち2014年度に関しては、2013年10月1日から2014年8月31日）。

2012年4月24日には、内閣が、紛争に関連する被害に対する支援と補償給付に関する新たな方法及び規則を承認し、20億8000万バーツに上る予算を、中央予算の緊急または必要事態に対する予備費から支出することを認めた。この大きな予算配分とSBPACのイニシアティブによって、被害者補償政策は拡充されていった。そこでまず、インラック政権期以前、以後の深南部の被害者補償政策の変遷を見ていきたい。

(2)「2005年5月31日閣議決定」以降の補償政策

それまで各省などによって別々に行われていた被害者への補償・補填を、南部国境県において治安情勢が悪化した「2004年1月4日以降」を対象とする補償給付規則として確立したのは、2005年5月31日の閣議決定であった。それ以前の事件については、2002年1月4日から起算して2年以内のものにつき、「南部国境県における紛争状態によって影響を受けた者への補償に関する政策及び管理委員会」（通称ゴー・ヨー・トー）が給付対象であるかどうか調査をすることとした。また、同閣議決定の中では、ゴー・ヨー・トーの委員長にチャトゥロン副首相が就任することを発表した。本稿では、この「紛争状態によって影響を受けた者」を主に「被害者」と訳している。この時点での被害者補償は、公務員に対する補償が中心であり、「公務員（正規・非正規）」「軍人・警察官・

表４　2005年５月31日及び2012年８月14日閣議決定と各省規則による南部国境地域の紛争状態によって影響を受けた者に対する支援補償に関する規則

番号	規則	閣議決定			規則	
		SBPAC 県・郡補償給付事務所 （バーツ）	社会開発・人間の安全保障省	教育省	法務省 権利自由保護局	内務省災害防止軽減局
1	死亡	500,000	1. 児童支援金（バーツ／月） -初等・ポーノ・幼稚園　1,000 -ノンフォーマル・中等・職業高校・未就学 1,500 -高専・学士　2,500 2. 両親死亡家庭児童を養子として扶養する家族支援金（バーツ／月） 子供2人以上　5,000 3. 国民対象緊急支援金（公務員除く）6,000バーツ	奨学金（バーツ／月） -ポーノ　5,000 -幼稚園　6,000 -初等教育　6,000 -ノンフォーマル教育 5,000 -中等教育　10,000 -高専　10,000 -高等教育　20,000		埋葬費25,000バーツ以内、家長もしくは一番収入の多い家族の場合は50,000バーツ以内
2	障害	500,000	1. 児童支援毎月支給金 2. リハビリ支給金　200,000バーツ 3. 障害者支援金1,000-3,000（バーツ／月）			支援金最低10,000バーツ
3	重傷	50,000	1. 児童支援月額支給金 2. リハビリ支給金　200,000バーツ 3. 緊急支援金（公務員除く）3,000バーツ		その他損失補償30,000B、収入補償1日毎200B以内	3日以上の入院費補助3000バーツ～
4	負傷	30,000	緊急支援金（公務員除く）　3,000バーツ		治療20日以上：その他損失補償20,000バーツ 治療20日以内：その他損失補償10,000バーツ 上記二件収入補償1日毎200バーツ以内	一人当たり2,000バーツ以内
5	軽傷	10,000			治療7日間以内：その他損失補償5,000バーツ、収入補償1日毎200B以内	

（出典）SBPAC 資料を筆者翻訳の上筆者作成。

ボランティア・村長」などが死亡した場合の補償金が50万バーツの給付であったのに対して、「一般国民」の死亡に対しては10万バーツの給付が定められていた。さらに、給付資格があるかどうかには、会計検査院の調査によるものと定められていた。その後、給付資格認定プロセスに大きな変化があり、2007年11月28日のゴー・ヨー・トー会議で、被害が紛争関連か否かという給付資格については「軍人、警察官、行政職員の３者による合議」と捜査機関の捜査結果から調査し決定する（調査委員長はSBPAC事務局長）という方法が導入され[22]、同年11月６日に閣議で承認された。これにより、被害の認定を上記の３者で行うこととなったため、軍や警察、捜査機関の公平性が決定的に重要となった。

これと同時に、既存の公務員カテゴリーに、副村長やタンボンに駐在する医師などが追加され、補償を受ける公務員の対象を広げた。この時点に

おける給付規定では、「一般市民」と「治安維持において公務員を補助する役割を担う国民」との間に40万バーツの差（前者＜後者）をつけていることからもわかるように、治安情勢の悪化によって職務上影響を受ける公務員への補償に重点が置かれていた[23]。

(3) 2012年以降の補償拡充：750万バーツ補償と「公務員の行為による被害」

インラック政権での2012年8月14日の閣議決定は、深南部紛争被害者補償の拡大を決定した。これにより、「一般市民」の死亡や障害に対する給付は、10万バーツから50万バーツに引き上げられ、公務員との差が解消された。さらに、対象期間を2004年1月1日からとすることを決定し、これらの給付実施に関してはSBPACが細部計画を定めるものと定められた。これ以降、深南部の紛争被害者への補償の根拠は、上記の「2005年5月31日閣議決定」と「2012年8月14日閣議決定」の二つとなった。これらを基に、さらに実施のための規則が定められた。それらをまとめたものが表4である。

さらにインラック政権では、一般国民への支給額の引き上げの他にも、補償政策に大きな変化が見られた。その変化について二つ特徴を挙げると、第一に被害者をターゲットグループに分けて補償を設定したこと、そして第二に公務員によって住民にもたらされた被害、加えて深南部社会で歴史に残る大規模な住民死亡事件に対する事件ごとの補償を決定したことがある。特に、公務員によってもたらされた被害への補償に関しては、南部国境県開発戦略委員会より別途補償給付に関する規則が発表された[24]。同規則の付属資料には、補償金額レートが示されており、SBPAC事務局長が「南部国境県開発戦略委員会」との諮問の結果、公務員による行為による被害もしくはある特定の事件が「人権侵害」であると判断する場合には、「700万バーツを越えない範囲で」補償金を追加支給することを承認することができると定めている。

2012年7月18日には、「南部国境県紛争による影響を受けた者に対する補償委員会」（2011年10月11日首相府命令で設立、以下「補償委員会」）によって、「南部国境県の紛争によって損害・影響を受けたものに対する補償・回復の支援に関する規則及び方法」に関する布告が発表された[25]。その内容は、2012年4月24日閣議決定で承認された補償給付規則に沿った内容である。同「規則及び方法」では、4つのグループが補償のターゲット・グループとして示された。すなわち、(1) 一般市民、(2) 公務員、(3) 特定の事件で公務員もしくは武装反乱者による行為によって損失・影響を受けた者、(4) 勾留、拘禁された、または被疑者となった、あるいは刑訴法上の受刑者・勾留・拘禁経験者のうち無実が証明された、または不起訴、棄却判決の出た者、の4つである。うち (3) については、さらに特別な追加給付の対象となる具体的な事件が明示された。それらの人数を含めた詳細が議題となった同年6月10日の「補償委員会」会議では、①2004年10月25日タークバイ事件（85人死亡）と、②2004年4月28日サバーヨーイ事件（19人死亡）[26] に対して死亡者・重傷者一人当たり計750万バーツ、③クルーセ・モスク事件（32人死亡）[27] に対して死亡者一人当たり400万バーツの他、ソムチャーイ・ニーラパイチット弁護士失踪事件をはじめとする24人の失踪事件[28] に対しては、公務員の行

為によって失踪が発生した場合（出頭命令後の失踪など）は750万バーツ、公務員の行為が原因であるか未確定である場合には400万バーツが支給されることとなった。その後、さらに2012年8月14日閣議決定を受けて受給対象の事件等が拡大したことから、9月13日には「南部国境県の紛争によって損害・影響を受けたものに対する補償・回復の支援に関する規則及び方法」に関する補償委員会布告（第二版）が発表された[29]。

(4) タークバイ事件の事例：裁判と750万バーツ補償

このように、750万バーツという破格の補償金の支給が決定されたことに関して、特にタークバイ事件を対象に、この支給がどのようになされ、また遺族にどのように受け止められたのかを明らかにしたい。タークバイ事件は、深南部の治安情勢が悪化した2004年に発生し（10月28日）、軍人・警察官による公共の場での強硬な鎮圧によって多くの犠牲を生んだ、2004年以降の深南部紛争の象徴的事件として知られる。この事件は、村落ボランティアの逮捕に抗議するために、ナラーティワート県タークバイ郡の警察署前に集まった約1,500人の非武装の市民を、警察が催涙ガス等で威嚇し、軍隊が鎮圧を命じられ、取り囲み、半裸で後ろ手を縛って身柄拘束したのち、1,200人余りを数日間勾留した。中でも事件当日、軍のトラックに積み重なるように抗議者を詰め込み、他県の基地に移送する途中に78人が窒息死し、また現場警察署前では7人が射殺された。事件後、すぐに遺族に対する人権団体からの支援が開始され、この事件に関する司法的救済には3系統があった。すなわち、刑事訴訟、民事訴訟、軍からの見舞いとして支払われた補償金である。

それぞれの詳細を見てみると、刑事訴訟では死因審問[30]が2009年に結審し、78人の死因は「公務員の公務中の身柄拘束時の肺の酸欠症」であると明らかにしたが、公務員は法に従って義務を果たしており、1,000人あまりの抗議者を拘束し移送したことには理由が認められるとし、実行した公務員の特定や死因となる症状が引き起こされた原因やその状況について言及することはなかった。遺族や弁護士は、この死因審問の結果を不服として、最高裁長官や首相に嘆願書を提出したが、その後2013年には、最高裁が刑事裁判所での再審請求を却下した。民事訴訟については、2006年にソンクラー県裁判所が、被害者の年齢に応じて30万～50万バーツの損害賠償を命じている。そして、この民事訴訟を受けて、2007年には陸軍は独自に合計420万バーツの補償金を遺族へ支払った。これらの経緯を踏まえて、2012年のインラック政権の政策による750万バーツの支給は、裁判、軍や政府から得た補償金などのすべてに追加して、今回の給付を合計した額が750万バーツになるようにするという意味である。

訴訟による正義の追求には、時間的にも金銭的にも負担がかかる上に、刑事訴訟における加害者軍人の訴追は現実的には達成されそうにない。第2節で明らかにしたように、特別法を根拠に、治安機関はこの地域での作戦活動を実施しており、戒厳令下の軍人の行為は損害賠償などから免責される。加害行為の十分な証拠がそろいながら、これまで軍や警察から誰一人その責任を問われた者はいない中で、このように一律の補償金が提供されることによって、遺族から障壁の高い訴訟プロセスを遠ざけてしまう効果が生まれてしまうと考

えられる。実際にパッターニー県で活動するムスリム弁護士センターの弁護士へインタビューしたところ、住民にとって司法へのアクセスは、知識・金銭面、警察への被害届などの面からも障壁が高く、「村長が話をつけるなど制度外の方法で解決しようとする」例が多く見られ、通常時からの司法システムへの信頼のなさが存在する上に、裁判としても「SBPACから補償金が出ている以上、民事の損害賠償もなされるのは現実的でない」という回答を得た[31]。では、この750万バーツ補償は実際にどのような効果をもたらしたのだろうか。

2012年タークバイ事件被害者に対する750万バーツ支給の決定の際は、遺族グループのリーダーであるY氏と共に、50人ほどの遺族がSBPACに出向き、タウィー事務局長と面会した。Y氏は、「民事訴訟後見捨てられた気持ちだったので、タウィー氏に感謝している」と述べた[32]。一方で遺族は、補償金は子供の人数分の口座に分けられ、月々分割で払われるため、それほどまとまった金額という印象ではないことを冷静に話していた[33]。

ここからは、2014年8月にナラーティワート県3か所でタークバイ事件の4人の死亡者の遺族に実施したインタビューをもとに、遺族による一連の補償や裁判に関する受け止め方を考察する。死亡者の家族ごとに複数人が参加し、弁護士のマレー語通訳のもと半構造的にインタビューを行った。インタビューでは、現地弁護士や遺族代表Y氏の勧めで遺族が刑事裁判に参加したことや、多くの人が民事訴訟の損害賠償の金額や裁判の内容を明確に覚えていないことが明らかになり、遺族グループ代表のY氏とその他の遺族を比べると遺族間にも正義追求のプロセスへの知識や関与に差が見られた。しかし共通していたのは、刑事裁判による加害者の訴追が頓挫したことによる司法への不信感と、これ以上裁判には関わりたくないという諦めであった。

> （民事訴訟の損害賠償について）弁護士からの説明はあったが、内容は覚えていない。遺族の中の何人かは、時間を長く使いすぎているので、早く終わらせたいと話していた。（中略）刑事訴訟が進められなかったことで、希望が尽きた。公平性が見えなかった。もう終わらせたいと感じているし、次に向けて戦うことには希望は持てない[34]。
>
> バンコクの裁判所[35]には10人ほどが行った。裁判所の決定は皆受け入れられなかった。（中略）夫を殺した人を知りたい。どこにいてどうしているのか、司法プロセスに現れてほしい。タイの司法制度に正義を感じない[36]。

2012年に突如もたらされた750万バーツの支給に関しては、「気分が良くなった」という感想もあった一方で、「子供の命を数字に変える」金銭的な手段への抵抗感と軍人への恐怖が語られた。

> （補償金をもらって）母は子供を思い出した。子供の命を数字に変えるということには抵抗がある。皆が死んだ人を思い出した。お金によって子供への感情の変化はない。政府は、補償金で彼らが私たちにしたことをごまかそうとしているようだ。司法プロセスが犯人に対して何を

できるのかわからないけれど、私たちは怖い思いをしている。軍人がよく家に尋ねて来るし、夜遅くにやって来ることも、ご飯を食べに来ることもある。軍人の遺族に対する態度が悪い[37]。

軍人に家に上がられて、物がなくなったこともある。（軍人以外の）政府にとっても遺族は悪人（*khon rai*）であり、面倒を見てくれることはない。悪事を働く軍人を追い払ってほしい[38]。

遺族から聞かれた軍人への感情は、事件の加害者という理由だけではなく、現在や将来、自分や家族が治安事件を理由に逮捕勾留の対象となることの恐怖や、日常的なパトロールなどで接する中での具体的な態度や行為に基づいた感情であった。では、SBPACの補償金によって何か日常生活に良い影響があったかどうかを尋ねたところ、一様にそれを現実的な生活費として捉えている面があった。

良くなっている。自転車を買う資金にした[39]。
土地を買ったり、子供の教育資金に使ったりできる[40]。
息子の一人が治安関連事件で逮捕されたため、その訴訟資金が必要で、民事訴訟の損害賠償金では何もできていない。SBPACからの補償金は、教育資金になる[41]。

このように、行政的に一律に実施された金銭的な補償が、真相究明や処罰を補完するとは言えないことは、インタビューの中で軍人に対する感情が司法や金銭補償とは全く別に語られたことからもうかがえる。インラック政権期の深南部補償政策において画期的だったのは、「公務員の行為による影響」すなわち公務員の不法行為、多くの場合では軍人による加害行為（殺人）を政策的に一律にアプローチしたことであった。遺族からは、現実的に暮らし向きを良くするといった意味合いの「無いよりは良い」ものと受け止められており、Y氏をはじめとして政府としての現地への関与の姿勢を感じたとの感想もあった。

(5) インラック政権における補償拡充の政治的背景の考察

このようにインラック政権では、補償政策が支給額と規模ともに大幅に拡大されたが、政権全体の「和解」政策との関連を理解することが重要である。時を同じくしてバンコクでは、「2005年末から2010年の政治暴力または対立による被害を受けた犠牲者及び損害者に対する補償・回復」に関して閣議決定がなされた。この「政治暴力」の被害者への補償提供の方針を定めた閣議決定は、主 に2012年1月10日、2012年3月6日、2012年12月11日になされた。特に1月10日閣議決定では、2010年赤シャツデモに関連する暴力の真相究明を主たる目的とした「和解のための真実委員会」（Truth for Reconciliation Commission of Thailand: TRCT）勧告履行監査委員会を設立し、被害者補償に関する「規則と方法」を発表した。その中では、死亡者には450万バーツ[42]の賠償金と300万バーツの慰謝料を合わせて750万バーツを支払うことを定めた。12月11日閣議決定では、これら

を500人に対して行うための2億9776万700バーツ予算を、深南部と同じく、中央予算の緊急または必要事態に対する予備費より支出することを承認した[43]。つまり、これまで見てきた深南部のタークバイ事件等の公務員の行為による被害事件への補償と同額であり、深南部で行われた補償政策は、これらと歩みを同じくするものであった。

その背景の一つには、SBPAC事務局長の属人的要因がある。タウィーは、インラック政権において、国外追放中のタクシン元首相の信頼もあり、SBPAC事務局長として和平対話を率いる一人となった。警察出身でDSI局長経験のあるタウィーは、過去には、治安が悪化した2004年にタクシン元首相が分離独立運動の中心人物と考えた、タンマウィッタヤー基金学校の元校長であり深南部の精神的リーダーで、最大武装勢力BRN（Barisan Revolusi Nasional）の元指導者のサペーイン・バーソーの逮捕状に署名をしたこともある[44]。サペーインの影響力はタイの治安当局や政府からも認識されてきたが、サペーインは和平対話とは距離を取り、逮捕状発出以降2017年1月に死去するまでマレーシアで暮らした。サペーインが死去した際に、タウィーは、パッターニー県の家族を個人的に弔問している。インラック政権の和平対話は難航したが、SBPAC事務局長を住民の直接選挙で選出することを提案するなど、深南部への自治権付与の議論に対しても反対しない姿勢をアピールし、これまでのSBPAC事務局長に例のないほど深南部への関心を見せ続けた。一方、インラック政権では、補償政策の対象となった2005年以降の「政治暴力」の被害者と、深南部で軍人や警察官が起こした重要事件の被害者を、少なくとも給付金額では同等に扱う姿勢が示された[45]。補償政策における「政治暴力」の被害者には、政策上はどの派閥の国民も含まれているが、犠牲者の比率からタクシン派の反独裁民主同盟（UDD）率いる赤シャツの犠牲者が給付対象のメインとなる政策である。深南部の750万バーツ補償についてタウィーは、「国家側に明らかに非がある場合に相応の金額と真摯さを示す」ものであると話した[46]。タークバイ事件などの深南部の不正義を象徴する事件と、中央政治における政治暴力には、軍人の不処罰という大きな共通項がある。

特に2010年4月及び5月には、赤シャツの都市占拠に対する治安部隊の過剰な武力行使を用いた強制排除によって、90人以上が死亡、約2,000人が負傷した。この事件の真相究明のために、元最高検察庁長官のカニットが率いる官製のTRCTや、非政府組織であるPIC（People's Information Center）などが活動し、2012年に報告書を提出している。しかし発生から10年が経過した現在も、政府や軍の中から2010年赤シャツデモ鎮圧に関する法的責任を問われた者はおらず、それどころか裁判の進行状況は、タクシン派とそれ以外では非対称的である。代表的な裁判をいくつか挙げると、UDD指導者3人には、デモの際の建物消失に関する総額1億9千300万バーツの損害賠償請求が最高裁で確定した（2019年8月）。他方、アピシット元首相及びステープ元副首相のデモ隊排除命令に関する殺人罪の刑事裁判に関して、最高裁は管轄権がないとの判断を下しており（2017年9月）[47]、その上この2名を起訴したとしてDSI元局長が控訴裁で職権乱用の罪で禁錮刑となった（2017年3月）。その他、2013年の死因審問で軍人による射殺という死因が確認されていた、バンコクの寺院で救護支援にあたっていた市民を含む6

人の殺害事件について、軍事裁判所は証拠不十分として訴えを棄却した（2019年5月）。

マッカーゴは、インラック政権の750万バーツ政策を、「自らの支持者からの批判をかわす、政府による手っ取り早い反応」と評した［McCargo 2014: 386］。また、インラック政権期の政策について、マッカーゴは次のように分析している。2012年当時最も重要な問題であったのは、過去の赤シャツデモ鎮圧の真実解明ではなく、「エリートとの社会的共存を仲介できる条件」であり、「当時のタイ国民は、1973年10月、1976年10月、1992年5月の抗議者への暴力的鎮圧後に蔓延ったある種の集団的記憶喪失に従事する準備ができていたように思えた」が、インラック政権が過去の説明責任に関与することで、社会的共存が破られ、最終的に2013年の大赦法案がインラック追放と2014年クーデタの引き金となった［ibid: 396］。しかし実際には、政治デモ被害者補償政策が生まれた背景に、司法による真相究明と正義の点で、タクシン派と軍・民主党には上記のような圧倒的な正義の非対称性が存在することは看過できない。さらにその不公平は、司法機関を含む従来のエリートが民主化と逆行し、民選政治家の台頭を阻んでいる2006年以降の政治構造に起因している。2006年以降タイでは、政治混乱の中で様々な形の暴力が出現し、軍が政治の表舞台に復帰しており、2010年のデモ鎮圧は「タイ近代史上、最も暴力的な政治弾圧」と指摘される[48]。その上でマッカーゴの言うように、インラック政権当時に、過去を忘却することを選び、共存を目指していた国民が大多数であったかは疑問が残る。インラック政権の政治デモ被害者補償は、自らの支持者に利する政策であり、2014年クーデタに繋がる政治対立を煽ったとの批判を浴びたが、巨額の補償給付を大規模に実施するポピュリスト的側面はありつつ、赤シャツデモ鎮圧に関する真相究明や処罰が期待できない中で金銭的な補償のみに特化した政策でもあった。インラック政権の深南部政策では、タウィー SBPAC 事務局長が起用され、司法分野の政策手腕を発揮しながら文民主導の深南部政策に積極的に関与したことから、深南部で軍人が加害者となった事件についても、政治デモと同額を給付することが検討された。

(6) 政権交代による補償政策の連続性と変化

2012年に設定された一連の法規は、現在に至るまで効力を持っているが、インラック政権の終焉によって深南部における補償政策はどのように変わったのだろうか。

プラユット（暫定及び第二次）政権では、関連法規は踏襲されつつ、給付にあたっての考え方として、「支援を受ける権利を持つターゲット・グループ」を2つに大別した。第1グループが、南部国境県紛争の「武装反乱集団の行為によって負傷、重症、死亡、財産の損害の被害を被った者」であり、第2グループが「治安事件に関係する公務員の行為によって損害や影響を受けた、または負傷、重症、死亡、財産の損害の被害を被った者」である。第1グループに対しては、表4の規則による給付基準が適用され、第2グループに対しては、4節（3）の「南部国境県開発戦略委員会規則」（注27参照）による基準が適用されている。第1グループに対する給付資格の判断は、これまで同様に「軍、警察官、行政官の3者合議」の判断（2007年11月6日閣議決定、注25参照）がなされるが、第2グループに関しては、給付プロセ

スや必要書類などが別途定められた[49]。給付金額などの基準・規則が踏襲される一方で、公務員の行為による被害に関する調査に関して基準が詳細化された。

また、プラユット政権では、補償実施におけるSBPACの行政的な問題点が明らかになり、さらに補償金額の見直しの方向性が示されている。2018年には、過去に深南部で起きた2つの事件（バーン・パクディ事件[50]、タークバイ事件）の被害者10人が、補償の実施をめぐって国家汚職防止委員会ヤラー県支部に訴えを起こした[51]。この2事件はともに公務員の行為による被害の要件を満たしているため、2012年の各規則や決定に従うと死亡者に750万バーツが支給されると考えられる事件だが、これまで350万～500万バーツしか支給されておらず、実施主体であるSBPACの不正を疑って訴えを起こしたものである。それに対して、NCPOが現地に調査チームを送り、そこで問題点が明らかになった。具体的には、「近年の補償金の成果報告書を作成していない、不服申し立て制度が被害者に周知されていない、支払い停止を知らせていないなどの連絡不行き届き」[52] といったタウィーの去ったSBPACの事務的な問題点である。

さらに、給付金額については、最大750万バーツとされる補償金は、2014年軍政期以降満額支給されたケースはないものと見られる。例えば、アブドゥラー・イソムソ死亡事件は、同氏が軍基地内の尋問施設で勾留1日後に意識不明となり、35日間のICU治療の末2019年8月25日に死亡した事件である。それが明るみに出ると報道で大きく取り上げられ、現地社会では祈りの儀式が行われるなどの支援を呼び、死亡報道に際しては武装勢力PULOリーダーからも追悼メッセージが寄せられるなど、大きなインパクトを残した。勾留中の死亡と状況から、軍人による拷問事件への疑念が広がる中で、プラユット首相はそれを「映画の観過ぎ」と一蹴した[53]。医師の司法解剖所見では「長期間の酸欠による重大な脳の損傷」が指摘されたものの、軍施設内での死亡に至る病状の発生経緯に触れられることはなく、ISOC第4管区前方方面軍は自前の事故調査委員会を設置した。SBPACを中心とする「補償委員会」では、公務員の身柄拘束中の死である点を踏まえて50万バーツの補償金を支給することし、さらに3万バーツの慰謝料と勾留中の刑事補償を合わせた532,400バーツの支給を決定し、遺族の生活支援も行うことを表明した[54]。前政権と比較した「公務員の行為による被害」に対する認定額の低さは明らかである。

プラユット政権は、インラック政権による特別な支出を汚職と見なし、2013-2014年政治デモの被害者補償の額を死亡者に対して40万バーツに抑え、既存の法律と深南部紛争被害者補償の規則を指して、自らの補償政策には根拠があることを強調している。2005年以降被害者への補償政策は面々と続いている一方で、今回の政権交代によって重大事件に対する支給額は明らかに減少しており、被害者補償に格差が見られている。

6．おわりに

本稿では、2004年以降の深南部紛争に関して、どのように被害者行政が展開してきたのかを、補償政策関連法規や、政策過程から考察した。2007年以降、給付資格があるかどうかに関しては、

「軍人、警察官、行政職員による3者合議」と捜査結果によって判断されるため、治安当局の公平性は決定的に重要となっている。

2012年以前の被害者補償政策では、主に深南部紛争で職務上影響を受ける公務員の補償に重点が置かれていたが、2012年インラック政権以降の政策では、「一般市民」と公務員の支給額の差を解消し、①被害者をターゲットグループに分け、②公務員によって住民にもたらされた被害や深南部社会における歴史的な不正義の事件に対する補償の拡大が実施された。

また、インラック政権で最大750万バーツ補償まで拡充された被害者補償が、被害者に何をもたらしたのかについて、給付対象となったタークバイ事件の遺族への調査によって明らかにした。実際に補償を受給した被害者が、金銭的な補填というメリットは感じているが、加害者の訴追や軍人への感情を全く別物と考えており、さらに金銭補償の拡充が被害者から司法プロセスを遠ざけていることも明らかになった。

深南部紛争における750万バーツ補償政策は、中央政治における2005年から2010年までの政治デモの被害者補償政策に準じたものである。これには特に、90人以上が死亡した2010年の赤シャツデモへの軍の強制排除の被害者に対する補償が含まれており、自らの支持者に利する政策で、2014年クーデタに繋がる政治対立を煽ったとの批判を浴びた。しかし、巨額の補償給付を大規模に実施するポピュリスト的側面はありつつも、タクシン派に対する真相究明や処罰が期待できない中で補償に特化した政策でもあった。2010年の赤シャツデモ鎮圧を命じた政府や加害を行った軍人の訴追に関しての裁判は、ほぼ全てが頓挫している。この司法的な正義追求に関するタクシン派と軍や民主党との非対称性は、司法機関を含む従来のエリートが民主化と逆行し、民選政治家の台頭を阻んでいる2006年以降のタイの政治構造に起因している。そのような中、インラック政権の深南部政策では、タウィー SBPAC 事務局長が起用され、司法分野の政策手腕を発揮しながら文民主導の深南部政策に積極的に関与したことから、深南部で軍人が加害者となった事件についても、政治デモと同額を給付することに繋がった。

プラユット政権でも、被害者補償政策は継続しているが、公務員の行為による被害に関しては、給付条件が詳細化された。深南部紛争の被害者行政は、2005年及び2012年に設定された政策と規則によって一律に提供されているものの、給付資格の認定や、歴史的不正義を象徴するような個別事件に関する対応などは、政権によって変化している。政治暴力や軍人の不処罰が常態化しているタイ国家全体において、特に特別法が適用される深南部においても、軍の関与する被害に対する処罰や真相究明は達成が困難である。そのような背景がありながら、補償政策に関しては各政権の特徴が見られている。補償政策における被害者間の格差や、政策を通して国家によって規定される被害者性が、ボトムアップの現地社会における紛争被害の集合的記憶にどのように反映されるのか、これからも考察していきたい。

註

1）分析対象の政策文書を見ると、2004年以降の紛争状態を指して、「暴力」の状態すなわち*sathanakan khwam rungreng*が使用されており、本文で使用する他の関連文書では、紛争状態は「安寧でない状態」（*khwam mai sangop*）の語を使用することが多かった。

本文中では適宜、「紛争」の語を当てている。

2）タイ深南部NGOであるDeep South Watchによる統計（https://deepsouthwatch.org/th/node/11928. 2020年2月15日最終アクセス）。

3）Wheeler Matthew 8 Nov 2019 *Behind the Insurgent Attack in Southern Thailand*. International Crisis Group（https://www.crisisgroup.org/asia/south-east-asia/thailand/behind-insurgent-attack-southern-thailand. 2020年2月15日最終アクセス）。

4）2014年8月28日インタビュー。

5）「2003年刑法典追加改正法」第4条によって、追加された。

6）例えば、ISOC第5作戦調整センター安全促進局 2017年8月11日「2560予算年度 知識管理資料・南部国境県問題解決及び開発担当官用解説」。

7）「Deep South Watchの調査では、2004年から2017年までの19,279件の深南部紛争における事件のうち、4.7%が犯罪行為と識別され、2.8%が麻薬関連」であった。一方「72.9%の事件が反乱または分離独立主義に関する事件」であった。ただし、これらの事件には、国家主体（軍及び警察）、武装反乱者双方による人権侵害が含まれるという意味では犯罪行為とも言える［Chambers, Srisompob and Napisa Ibid: 12］。

8）多くの人権団体が取り組んでいるが、例えば2014-2015年の拷問事件については、Cross Cultural Foundation他の報告書がある（https://deepsouthwatch.org/sites/default/files/archives/docs/raayngaankaarchmthrmaan.pdf. 2019年2月15日最終アクセス）。

9）ISOCには、各管区（陸軍各管区司令官）及び県支部（県知事）があるが、第4管区に含まれる県支部は、グラビー、チュムポーン、トラン、ナコーンシータマラート、ナラーティワート、パッターニー、パンガー、パッタルン、プーケット、ヤラー、ラノーン、ソンクラー、サトゥーン、スラータニーである。

10）第15条では、内閣が本文中のISOCの権限を発動する「事案」は、「国家安全保障に影響するが緊急事態の宣言までは必要としない、事態が長期にわたり継続する傾向にある、文民機関の権限・義務とも関連している」ものと規定されている。

11）刑法に関しては第113～118条、119条、120条、127条、128条、129条、135条（1）～（4）、136～146条、209～216条、217～239条、288～294条、295～300条、309～321条（1）、334～336条、337～340条、347条、348～361条、362～366条に関する違法行為が挙げられている（2017年11月28日官報掲載）。また、2011年1月12日官報掲載の同内容の布告でも同じものが示されている。

12）インラック政権期には副首相として深南部の安全保障政策を担当し、深南部における警察の活動を活発化させ、南部国境県問題解決・開発センター（SBPSDC）の議長に就任した。なお、当時陸軍総司令官であったプラユット・チャンオーチャーは副議長を務めた。

13）Managar Online, August1, 2017（https://mgronline.com/onlinesection/detail/9600000077899. 2020年2月15日最終アクセス）。

14）Ibid.

15）2008年3月に発生した、ナラーティワート県のイマムであったヤパー・ガセンが特別法を根拠とする軍人の身柄拘束中に死亡した事件と一連の訴訟は、深南部で初の軍人及び警察官の公務中の拷問死亡事件に対する刑事訴訟であった。この事件と一連の訴訟（とその加害責任追及の失敗）は、軍人の不処罰に対するタイ国内外の人権団体の活動が活発になる契機となったと言える。

16）Manager Online, May 26, 2014（https://mgronline.com/south/detail/9570000058533. 2019年2月15日最終アクセス）。

17）ワンムハマット・ノー・マター率いるワーダ・グループは、1986年に結成されたマレー・ムスリム政治家グループで、多様な政党の政治家で構成される。民主党や新希望党などの様々な政党に連携して議席を獲得してきたが、2002年にはタイ愛国党に合流した。2011年総選挙では、深南部における議席をすべて失っている。

18）ムスリム弁護士センターの統計（2012年7月筆者調査）。

19）全てを列挙することは難しいが、2008年ヤパー・ガセン死亡事件、2010年スライマン・ネーサー死亡事件などがある。2019年に起きたアブドゥラー・イソムソ死亡事件については、本文中で取り上げている。

20）Isara News Agency, December 31, 2013（https://www.isranews.org/content-page/67-south-slide/26283-person.html. 2020年2月15日最終アクセス）.

21）Manager Online, November 30, 2013（https://mgronline.com/south/detail/9560000148491. 2020年4月29日最終アクセス）。

22）「3者による合議」のうち、3分の3が認定した場合は支給額100％を県が先に支払う、3分の2の認定の場合は25％を同様に支払った後、残りの金額は捜査

機関の判断とする、また3分の2が認めなかった場合には、調査の中止または捜査機関の判断とする、3者とも認めない場合は調査対象とならないことを定めている（ゴー・ヨー・トー 2007年9月28日決議 N.R.0110/5684）。

23）Ibid.

24）「南部国境県における紛争関連事件に関連する公務員の行為によって損害または影響を受けた者に対する補償支援に関する南部国境県開発戦略委員会規則」（2012年3月16日官報掲載）が、2011年10月1日に発効した。

25）南部国境県の紛争によって損害・影響を受けたものに対する補償・回復の支援に関する規則及び方法に関する「南部国境県紛争による影響を受けた者に対する補償委員会」布告、2012年7月18日。

26）2004年4月28日下記クルーセ・モスクを中心に11箇所の同時多発事件のうちの一つであり、ソンクラー県サバーヨーイ郡で、サッカーチームに属する若者19人が警察の詰所を襲撃し、当局の鎮圧で死亡した事件。

27）2004年4月28日の同時多発事件のうち、一番多くの死亡者を出した事件。クルーセ・モスクに立てこもった軽武装の若者をモスクの周りを軍人・警察が包囲し、射殺した。モスク周辺には1,000人を超える傍観者が集まり、機動隊が催涙弾を用いて奇襲攻撃を仕掛けるなど、軍の鎮圧が過激化し、銃撃戦は10時間に及んだ。宗教指導者（ウスタズ）による戦闘員の扇動があったと知られている。

28）Isara News Agency, June 11, 2012（https://www.isranews.org/content-page/67-south-slide/7115--q-q-75-4-5-.html. 2020年4月29日最終アクセス）。

29）南部国境県の紛争によって損害・影響を受けたものに対する補償・回復の支援に関する規則及び方法に関する「南部国境県紛争による影響を受けた者に対する補償委員会」布告（第二版）、2012年9月13日。

30）タイ刑訴法150条には、「死亡が公務員の公務執行行為によって引き起こされた場合、もしくは公務を執行したとされる公務員の身柄拘束の間に死亡した場合、検察官と副郡長に当たる行政官、または遺体の所在地のそれと同等もしくはそれより上位の行政官は、取調官、及び医師と共に審問を執り行うこととする」と規定されている。そして、「死因審問を行う者は、死亡の原因及び状況についての見解を調書で示し、死亡者が誰であるのか、どこで死亡したのか、いつ死亡したか、もしその死亡が人的に起こされたものであれば、調書にその行為を行ったものが誰であるのか、知りうる限り誰がその行為者であるとの嫌疑があるのか、について書き記す（154条）」こと、156条で「死因審問の調書は、審問結果が刑法上の犯罪に該当しない場合、県知事に送致される」ことを規定している。

31）2014年8月28日インタビュー及び2014年8月20日インタビュー。

32）2014年8月23日インタビュー。

33）2014年8月24日インタビュー。

34）2014年8月24日インタビュー。

35）死因審問はソンクラー県裁判所で行われたが、この結果についてバンコク刑事裁判所に対して遺族がやり直しを求めたもの。2013年最高裁は、バンコク刑事裁判所とソンクラー県裁の管轄権は同じであるとして却下した。

36）2014年8月24日インタビュー。

37）2014年8月24日インタビュー。

38）2014年8月24日インタビュー。

39）2014年8月24日インタビュー。

40）2014年8月24日インタビュー。

41）2014年8月23日インタビュー。

42）同閣議決定の中では、死亡者の平均年齢が30歳であったため65歳までの30年の収入補償を遺族に行うこととし、2013年の1人当たりGDPの金額から計算して、それに埋葬料などを加えた額との算出根拠が示された。

43）後にプラユット暫定政権で、この政治デモ被害補償がNACCの調査対象となった時には、対象となった被害者数は、黄シャツや民主党支持者も含めて1,900人であったと明らかにされている。

44）Don Pathan, May 14, 2012, The Nation（https://www.nationthailand.com/noname/30177950?utm_source=category&utm_medium=internal_referral. 2020年4月29日最終アクセス）。

45）ユッタサック国防大臣は、2005年以降の政治デモ被害者補償が閣議決定された当時、タークバイ事件の無実の被害者遺族は、2005年以降の政治デモ被害者遺族と同額を受け取るべきで、補償支給案に賛同すると話した。Wassana Nanuam, January 14, 2012, Bangkok Post（https://www.bangkokpost.com/thailand/politics/275064/yutthasak-gives-his-support-to-payouts-for-tak-bai-massacre. 2020年4月29日最終アクセス）。

46）2015年9月10日インタビュー。

47）2015年12月には、国家汚職防止委員会が、両氏及び

当時陸軍総司令官のアヌポンに対する汚職・不法行為の嫌疑を却下している。

48）Prajak Kongkirati「タイにおける進歩なき殺人：殺し屋から制服組の男たちまで」Kyoto Review of Southeast Asia（https://kyotoreview.org/japanese/murder-without-progress-in-siam-th/. 2020年4月29日最終アクセス）。

49）SBPACパンフレット（http://www.sbpac.go.th/?p=54975. 2020年4月29日最終アクセス）。

50）2007年4月9日、ヤラー県バンナンサター郡で葬式帰りの学生・住民のバスが銃撃され、死亡者、失明者が出た事件。

51）Isara News Agency, February 14, 2018（https://www.isranews.org/content-page/67-south-slide/63535-pension-63535html. 2020年2月15日最終アクセス）。

52）Ibid.

53）事件の詳細は、Hara Shintaro, September 20, 2019 “The tale of Abdullah Isomuso – Not a movie.” Prachatai English（https://prachatai.com/english/node/8217. 2020年2月15日最終アクセス）。

54）Isara News Agency, September 4, 2019（https://www.isranews.org/content-page/67-south-slide/80126-again-80126.html. 2020年2月15日最終アクセス）. 遺族の生活向上に関して総額1,568,400バーツ支援を行うことを、2019年度第1回南部国境県開発戦略委員会（2019年10月31日）で検討し、閣議で報告されている。

参考文献

［英語文献］

Askew, Marc 2010 “The Spectre of the South: Regional Instability as National Crisis.” Askew Marc (Ed.), *Legitimacy Crisis in Thailand*. Silkworm Books.

Bar-Tal, Daniel 2007 “Sociopsychological Foundations of Intractable Conflicts.” *American Behavioral Scientist.* Vol.50. No.11.

Chambers, Paul 2010 “In the Shadow of the Soldier’s Boot: Assessing Civil-Military Relations in Thailand.” Askew Marc (Ed.), *Legitimacy Crisis in Thailand*. Silkworm Books.

Chambers, Paul, Srisompob Jitpiromsri and Napisa Waitoolkiat 2019 “Conflict in the Deep South of Thailand: Never-ending Stalemate?” *Asian International Studies Review.* Vol. 20. Special Issue June 2019. pp. 1-23.

Chambers, Paul and Napisa Waitoolkiat 2019 “The Role of Security Forces in Thailand’s Deep South Counter-Insurgency.” *Asian International Studies Review*. Vol. 20. Special Issue June 2019. pp.53-77.

Hara, Shintaro 2019 “The interpretation of Shahid in Patani.” *Asian International Studies Review*. Vol. 20. Special Issue June 2019. pp. 137-157.

Jankowitz, Sarah E. 2018 *The Order of Victimhood: Violence, Hierarchy and Building Peace in Northern Ireland*, Palgrave Macmillan.

Kriesberg, Louis 1998 “Intractable Conflict.” Eugene Weiner (Ed.), *The handbook of interethnic coexistence*, Continuum.

McCargo, Duncan 2010 “Thailand’s National Reconciliation Commission: a flawed response to the Southern Conflict.” *Global Change, Peace and Security*. Vol. 22 (1), pp.75-91.

McCargo, Duncan and Naruemon Thabchumpon 2014 “Wreck/Conciliation? The Politics of Truth Commissions in Thailand.” *Journal of East Asian Studies*. 14. pp.377-404.

Muhammad Arafat Bin Mohamad 2018 “Memories of collective victimhood and conflict in southern Thailand.” *Journal of Southeast Asian Studies*. 49(2). pp.204-226.

Poocharoen Ora-orn 2010 “The Bureaucracy: Problem or Solution to Thailand’s Far South Flames?” *Contemporary Southeast Asia*. Vol. 32. No. 2. pp.187-190.

Thanet Aphornsuvan 2007 *Rebellion in southern Thailand: Contending histories*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies; Washington DC: East-West Center.

Ukrist Pathmanand 2007 “Thaksin’s Achilles’ Heel: The Failure of Hawkish Approaches in the Thai South.” McCargo Duncan (Ed.), *Rethinking Thailand’s southern violence*. NUS Press.

Wheeler, Matt 2010 “People’s Patron or Patronizing the people? The Southern Border Provinces Administrative Centre in Perspective”. *Contemporary Southeast Asia*. Vol.32 (2).

［日本語文献］
大串和雄 1992「罰すべきか許すべきか」『社会科学ジャーナル』第 40 号。

［タイ語資料］
สำนักงานอัยการพิเศษฝ่ายคดีอาญา ๒ ภาค ๙.［第9管区検察事務局刑事事件特別部］2014a. *การวิจัยการประเมินประสิทธิภาพของรัฐในการดำเนินคดีความมั่นคง โดยการใช้พยานหลักฐานด้านนิติเวชศาสตร์และนิติวิทยาศาสตร์และพยานหลักฐานอื่น: ศึกษากรณี สี่จังหวัดชายแดนภาคใต้ (สงขลา ปัตตานี ยะลา นราธิวาส)*, มูลนิธิเอเชีย.
—2014b. *แนวทางการซักถามตามกฎอัยการศึกและพระราชกำหนดการบริหารราชการในสถานการณ์ฉุกเฉิน พ.ศ.๒๕๔๘*, มูลนิธิเอเชีย.

［タイ法律］
仏暦 2499 年（1956 年）刑法典
仏暦 2457 年（1914 年）戒厳令法
仏暦 2548 年（2005 年）緊急事態における行政執行に関する勅令
仏暦 2551 年（2008 年）国内治安維持法
仏暦 2553 年（2010 年）南部国境県行政法

［タイ閣議決定・布告］
仏暦 2548 年（2005 年）5 月 31 日閣議決定
仏暦 2550 年（2007 年）11 月 6 日閣議決定
仏暦 2555 年（2012 年）1 月 10 日閣議決定
仏暦 2555 年（2012 年）3 月 6 日閣議決定
仏暦 2555 年（2012 年）4 月 24 日閣議決定
仏暦 2555 年（2012 年）8 月 14 日の閣議決定
仏暦 2555 年（2012 年）12 月 11 日閣議決定
NCPO 布告 34/2557（2014 年 5 月 24 日）
NCPO 布告 98/2557（2014 年 7 月 21 日）